

法令及び判例ニュース  
(N.º 10-09)

A.)- 法令:

1. - 環境許可(Licenciamento Ambiental )

予想されていた時期より早いブラジル経済の回復と、14年に、サッカーのワールド、カブの開催、更に16にはオリンピック大会の開催等により、景気の上昇が期待され、近い将来、外国から投資の増大が予想される。

外国企業は販売店 (Distribuidor) 又は代理店(Representante Comercial)を通じて、ブラジル市場の状況を把握し、実績をもとに、当国での製産開始を目的とした、工場建設設計画の検討を進める方式が多いと考えられる。

工場建設に必要な諸官庁の許可のなかに、地球の温暖化防止、自然保護等の面から、環境許可 (Licenciamento Ambiental) が非常に重要な許可書と言える。

環境許可是 IBAMA( Instituto Brasileiro de Meio Ambiente —ブラジル環境院、現在は環境省へ昇格しいる)が 事業の環境へ対する事前影響調査と報告書(EIA/Rima –Estudo Prévio de Impacto Ambiental e Respectivo Relatório)に基づき審査し発行するが、以前は IBAMA の審査料金を総投資額の 0,5%を最低額と規定していた。(Lei n.º 9985/2000- art. 36, § 1º)

しかし、最高裁判所は国内工業総連(CNI- Confederação Nacional da Industria)が提起した、上記法令の違憲裁判(ADI- Ação Direta de Inconstitucionalidade n.º 3.378/DF)を審議し、どう法令の 36 条の規則は違憲との結論を下した。

政府は上記最高裁判所の結論に従い、今年5月14日、行政令 (Decreto Federal n.º 6.848) を公布し、審査料金の最高率は自然資源の使用 更に環境の保全と再生を目的とし、事業へ必要な総投資額に対し 0,5%を最高枠する内容へ改正した。

今回の行政令は計算方式等も記載しており、事業に必要な総投資額の定義も前の規定に対し緩和された内容となっている。

## B.)- 判例

### 1.- 家事手伝いと雇用関係

家事手伝人を継続的に採用し、月給を支給し使用した場合は、71年の法令(Lei n.º 5.859/71)に従い、雇用関係が認められ、休暇、休暇手当、13ヶ月給料等、統合労働法の権利とほとんど変わらない内容の権利を保証する必要がある。

しかし、一週間のうち2日或いは3日だけ、日給者(Diarista)を掃除等に働かせ、日給(Diário)を支給している場合でも、雇用関係が認められ、71年の法令に従う諸権利が保証されているのか今回高等労働裁判所で審議された。

高等労働裁判所の第7班(Sétima Turma)は統合労働法(CLT – Art. 3º)の雇用関係成立条件に役務の継続性(Natureza não eventual)が謳われており、家事手伝人の保護を規定した、上記法令にも、同様に役務の継続性(prestação de serviços de natureza contínua)が規定されている。

以上から、一週間の内、2日或いは3日の役務提供は雇用関係成立の条件を満たしていない、雇用関係は成立しない内容の判決を下した。

従って、雇用主の責任は日給の支払いだけで、労働法のその他権利を保証する義務がないと言える。(Relator Min. Pedro Paulo Manus)